

令和元年度高知大学・大阪工業大学AP事業シンポジウム Web質問一覧

	質問	回答者	回答
1	教育の質保証は、紅まどんなの質保証と異なり、選別排除の論理ではないという理念に同意します。しかし、卒業認定・学位授与の方針の実質化や学位の質保証という要請は、卒業する学生の能力水準の保証（水準未達の学生は卒業できない）を大学に求めています。こうした社会的要請と理念を両立させるためのポイントは何かでしょうか。	愛媛大学 中井 俊樹 教授	教育の質保証において重要なことは、ディプロマ・ポリシーで示した能力の水準を満たさない学生を排除することではなく、ディプロマ・ポリシーで示した能力の水準を卒業生が満たすためにカリキュラムを整備することにあります。したがって、カリキュラムの改善を通して、現実的な社会的要請を満たしていくという大学の継続的な取り組みとして理念を実践につなげていくべきでしょう。
2	教学マネジメント体制は具体的にどのような形に整備していくのが望ましいのでしょうか。人もお金も限られている中で、現員をうまくやりくりして体制整備に取り組むというのが現実的かと思いますが、具体的にどのような体制が確立されるのが望ましいのかご教示頂けると幸いです。	愛媛大学 中井 俊樹 教授	望ましい体制については大学の状況によって異なるでしょう。しかし、どの大学においても共通している点は、学位を授与する単位のカリキュラムの責任者の主体的な編成、実施、評価、改善とそれを外部から支援する全学的組織から構成していく形になるかと思います。全学的組織は、教育担当の副学長を中心とした組織もありうるし、自己点検評価委員会を中心とした組織もありうるし、質保証やカリキュラムの専門家を中心とした組織もありうるでしょう。
3	教学マネジメント指針について文科省による説明会等は開催されますか？	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	3月頃を目途に開催したいと考えていますが、現在詳細は調整中です。
4	「アセスメント・ポリシー」という用語は使われなくなり、代わりに「アセスメントプラン」が使われるようになるのでしょうか。また、定義は「達成すべき質的水準及び具体的実施方法等」ではなく「考え方や尺度」になるのでしょうか。	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	「グランドデザイン答申」策定に至る議論を踏まえ、アセスメントプランと呼称しています。（用語解説参照） また、質的転換答申から定義の転換を図るものではありませんので、「考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針」と、並列の関係性になります。
5	PDCAのCAが評価対象かと思うのですが、カリキュラム改革が最終目標という考え方とこれとの関係は？	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	「評価対象」が何か不明ですが、実施した教育の成果を確認し、それに基づき改善を図ることが、恒常的に行われるように変革していく必要がある、ということと考えてください。
6	改善というのは、最初に設定したアセスメントの到達点や方法も変わる過程を意味するかと思います。文科省の方針は、教育のこの自由な試みを破壊してしまうリスクがあると思いますが、いかがですか？	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	改善は自ら行うもので、アセスメントプランの変更もその一環として、大学の判断、意思により行われるべきものです。 自ら定めたアセスメントプランを必要に応じて自ら見直していくことを求めていることが、大学の自由を阻害するものになるとは考えていません。
7	教学マネジメント指針は、我々大学人にとって、どのような位置づけになるのでしょうか？ また、ステークホルダーに理解しやすいものとするのとありますが、この指針を社会や産業界に対して、どのように説明されていますか？ お教えください。	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	基本的には、各大学が大学改革を進める上で参考とする指針という位置付けとなります。産業界等には、こういう指針に基づいて教育改革や可視化の取組、情報公表を各大学に取り組んでもらうよう呼びかけます、という説明となります。
8	教学マネジメント特別委員会の活動を追ってきましたが、第9回で審議ロードマップの修正が入り、制度改正については、質保証システム部会での議論に先送りされました。教学マネジメント特別委員会の成果は、「質保証システム部会に引き継ぎ、今後の制度改正の議論を行うに当たっての前提としていただきたい」とあります。 他方、教学マネジメント特別委員会の活動については「現行の制度を踏まえた指針の作成と（……）」ともあり、質保証システム部会での現行制度改正の議論の方向によっては、教学マネジメント特別委員会の結論とは違ったかたちになることもあるのかと想像します。この点、今後どのように展開する可能性があるのでしょうか。	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	現時点では質保証システム部会の議論が開始されておらず、そのため、議論される制度改正の内容や方向性については未定となっています。ただし、今後実際に行われる制度改正によっては、本指針を将来的に改定することが生じ得ます。
9	準正課科目の単位化は独自でやっているのでしょうか？	文部科学省 高橋 浩太郎 氏	単位を付与する場合は、大学設置基準等の規程に基づき要件を満たしている必要があります。その前提の上で、大学の判断で単位付与等を行うことは可能です。
10	資料66ページで、IRによる離学者分析を行っているとのことですが、実際どのような分析を行い、その分析結果がどのように活用されているのか、教えていただきたいです。	大阪工業大学 井上 晋 教授	特に1年時の学生の単位取得状況、GPA等を指標として、学科平均と過去の離学者の値を比較することにより、離学可能性を判定しています。その結果は半期毎の就学指導等に役立てています（特に可能性の高い学生は3者面談等を行っています）。

	質問	回答者	回答
11	ミニマムリクワイアメントを整備された背景についてご教示いただけましたら幸いです。また、このミニマムリクワイアメントでは、知識、技能といったいわば汎用的な能力の観点で必要条件を示しておられますが、その理由をお聞かせください。	大阪工業大学 井上 晋 教授	背景は、単位を取得しても知識が定着していない学生が増加してきたことにあります。2016年の学長方針に「適正な成績評価基準による厳正な成績評価」が謳われ、それに基づいて各科目のミニマムリクワイアメントを設定することになりました。また、汎用的な能力の観点で必要条件を示していますのは、講義科目、演習・実習科目、PBL系科目に関連するディプロマポリシーの項目が異なるため、科目に合致した観点でミニマムリクワイアメントを設定するためです。同時に近年は、初等教育から高等教育まで一貫して、知識獲得を重視した学力向上から脱して、能力・技能・資質・姿勢などを総合的に増進させる教育（いわゆる「学力の3要素」など）へと推移しています。社会の現場で要求されるのも、そうした総合力です。この観点からミニマムリクワイアメントを設定することにより、高大接続や大産接続などへの基盤を整えています。
12	カリキュラムマトリックスの関与度をもとにレーダーチャート上に汎用的能力を示してありますが、DPとの関与度はどのような方法、基準で整備していらっしゃいますか？(科目担当者の判断によるもの、あるいは、関与度丸付けのルールなどございましたらお聞かせください)	大阪工業大学 井上 晋 教授	汎用的能力は2回の外部テストの結果（1年次，3年次）を成長度が確認できるように表示しています。これらのDPへの関与度については、現時点で特に基準は整備しておりません。また、カリキュラムマトリックスにおけるDPと各科目の関与度は科目担当者の判断によるものですが、これについては今後一定のルールを設けるべきと考えています。
13	目標値と必達値はGPA値と連動されているのでしょうか？連動されていれば、GPA値を卒業判定にも使えるのでは無いでしょうか？	大阪工業大学 井上 晋 教授	DPの目標値と必達値はGPA値とは連動していません。それらの具体的な数値に関しては、各学科で卒業要件と齟齬がないように設定しました。今回の資料ではお示ししませんでした。専門科目分野別達成度も表示することができ、累積GPA値と卒業時の目標値が表示できます。その目標値は各学科に取得単位数やGPAを考慮して決めました。なお、現時点ではGPA値を卒業判定に使うことは考えておりません。
14	学内で様々な取り組みを進める中で、学内の教職員から協力が得られない、反発が起こる、といったこともあったかと思えます。そのような事態をどのようにして乗り越え、取り組みを進めていったのか伺いたいです。	日本福祉大学 中村 信次 教授	教育改革を進めるにあたり、個々の教員の協力は必要不可欠なものです。ただ、本学においても、これまでの教育方法を変更することに少なくない抵抗感を持つ教員は存在し、なかなか主体的な協力が得られにくい状況になることも多々あります。全学的なFD等で目的意識を丁寧に伝え、全教員の認識向上を図るボトムアップの取り組みと、手順を踏んだ機関としての意思決定を重視するトップダウンの取り組みの両面に対応しております。もう1点、今回のAPの取り組みでは、公的な資金を得た活動であることから、取組の申請にある目標がベースラインになります。このことも事あるごとに構成員に伝える努力を積み重ねております。
		大阪工業大学 井上 晋 教授	学長の強いリーダーシップの下で取り組みを進めていますので、協力を得られないということはありませんでした。特に工学部ではAP事業採択前から教育推進委員会で様々な検討を行ってきており、その検討結果や課題をFD・SDフォーラムの中で全学の教職員と共有してきたことが大きな理由かと思えます。当然ながら各学科の学科長や教育推進委員のご苦勞はその背景にあるかと思えます。
		高知大学 小島 郷子 教授	ポリシーの見直しやアセスメントの実施方法など、重要なことについては会議を通じて学部等とのやり取りを重ねました。「決めること」が重要なのではなく、「決められない」理由がどの辺にあるのか、双方が共通理解を持つことが重要かと思えます。それでもまだ埋まらないことはたくさんありますが。
15	学修達成の不十分な学生に時間をかけて対応する、という考えはぜひ採りたいところですが、高校までの履修主義が学生、保護者に蔓延していて、なかなか余分に時間をかけさせることが難しい状況も見られます。解決の方策について、なにかお考えがあればお示しく下さい。	愛媛大学 中井 俊樹 教授	まずは、大学教育は履修主義ではなく修得主義であることを学生や関係者に周知することが重要でしょう。また、大学の教職員は、多様な学生が存在することを理解し、複数回の評価を通して、学習に時間が必要な学生を早期に発見し、授業時間外の学習の機会を与えるなどの授業の工夫や学生支援の必要性を理解する必要があるでしょう。
		文部科学省 高橋 浩太郎 氏	初年次教育などにおいて、高校までの教育から転換し、大学で高等教育を受ける上での準備（レディネス）を行わせるような取り組みや、これまでの学習観から解放（アンラーン）するための方策等が取り組まれています。そうした取り組みの専門家等にアイデアを伺ってみてはどうでしょうか。

	質問	回答者	回答
16	学生の自己評価能力やメタ認知能力、教員の修学指導能力を向上させるために、どのような取り組みや研修をされていますか？ お教えください。	大阪工業大学 井上 晋 教授	学生に対してはDSシステムを利用した半期ごとの修学指導やキャリア教育科目・基礎ゼミなどを通じて、自己評価能力やメタ認知能力についても話す機会を設けるようにしています。また、教員に関しては先述のFD・SDフォーラムに加え、教職員研修ワークショップ、新入教員研修等を実施しています。
17	システム設計上、質保証の基準に満たない学生へのセーフティネットの様なものも検討すべきかなと思いますが、（卒業させないという解がない限り）このあたりの扱いはどのようにされているでしょうか？あるいはどのようにすべきなのでしょう	愛媛大学 中井 俊樹 教授	大学にとって重要なことは、多様な学生が存在することを理解し、ディプロマ・ポリシーで示した能力の水準を卒業生が満たすためにカリキュラムを整備することにあります。大学の教職員は、卒業直前に期待される能力の水準を満たさない学生に気づくのではなく、複数回の評価を通して学生を支援していく体制づくりが重要になるでしょう。
		文部科学省 高橋 浩太郎 氏	難しい問題ですが、これは、学位授与を行う大学としてそれぞれの大学が自らの答を持ってなければいけない話です。（例えば、満たない学生「すべて」に対するセーフティネットなのか、「一定水準以上」に対するセーフティネットなのか）そして何故そうしているのかを大学自らが社会に説明できることを求めているのが、本指針の考え方になります。
		日本福祉大学 中村 信次 教授	大変大きな課題かと思います。本学のAP事業では、ディプロマサブリメントやポートフォリオなどの質保証のための道具立てを縦軸におく一方、リメディアル教育や基礎リテラシー教育などの学生の学修の質向上の取り組みを横軸として展開し、この横軸の部分でドロップアウトする学生を低減させることを狙っています。新たに開始される高等教育負担軽減制度に対応するためにも、学生の学修支援を全学的に展開する組織も設置いたしました。いずれにせよ、学修の質保証のためには、質保証システムの構築と、学修の質向上のための教育プログラム（学修達成の底上げ）は取組の両輪として双方が必要不可欠な要素であると考えています。
		大阪工業大学 井上 晋 教授	現実問題として、卒業要件を満たした学生を質保証の観点から卒業させないという解はありません。したがって各科目のミニマムリクワイアメントの達成がない限り、単位が取得できないという仕組みを取り入れ、卒業要件を満たせば、質保証されるという考えに立っています。そのため、DPの必達値に関しては、卒業要件と齟齬がないように、各学科で十分に精査しました。その意味では、DPと各科目の関連を示すカリキュラムマトリックスの役割が極めて大きく、その内容については今後も十分な検討が必要と考えています。一方、カリキュラム上で特に重要な専門科目については、一種のセーフティーネットとして、翌学期（翌年度ではなく）に再履修専用のクラスを開講し、単位未取得の学生を対象に連続的な学修機会の提供と密接な指導を行っています。
高知大学 小島 郷子 教授	AP事業の取組は、学位授与方針を明確にして、その要件に達しているかどうかを可視化することになりました。その上で、要件を満たしていない場合には、学位を授与しないことで、大学教育の質を保証するという考え方です。したがって、「セーフティーネット」の概念（「個人や企業を経済的破綻のリスクから救済するための社会保障制度」≒卒業が危うくなった学生を救済する手段）によって学生を卒業させることに対して、社会から疑問を呈されたことへの改善が、一連の大学教育の質保証の取組であったと理解できます。ただし、「合理的配慮」を必要とする学生については、入学を許可した以上、大学は学士の学位を取得するために必要な支援を行う必要があります。		